

県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業 公募説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	項目	質問	回答
1	公募説明書	P14	第6-3	本事業について、地方自治法第214条に基づく債務負担行為は既に議決済みですか。まだ議決していない場合はいつ議決予定ですか。	議決済みです。
2	公募説明書	P15	第6-7-(2)	法令改正等で要求水準が変更された場合の追加費用は原則県負担と考えて宜しいですか。	事案発生時に協議の上決定とします。
3	公募説明書	P2	第1-4	空調設備のフィルター清掃、消耗品交換の頻度について指定がありますか。	要求水準書のとおりです。
4	公募説明書	P2	第1-4-(2)	工事監理業務について記載がありますが、(ア)の施工に係る工事監理業務とは、要求水準書P18のとおり建築士法に基づく工事監理者ではなく、建設業法で定める監理技術者との理解で宜しいですか。	建設業法で定める監理技術者です。
5	公募説明書	P3	第1-4-(5)	工期につきましては、事業計画の妥当性を鑑みて実施可能なスケジュールを計画し、工期延期できるものと考えてよろしいでしょうか。	不可抗力による供用開始の遅延等についてはペナルティとせず、対応は協議の上決定とします。
6	公募説明書	P14	第6-5	受電設備から手元開閉器までのハンドホールの予備の空配管はあるものとしてよろしいでしょうか。また、空配管は無い場合は費用は別途として宜しいでしょうか。費用を含む場合、提案金額に大きな影響を及ぼすことから、各施設毎にハンドホールの予備の空配管の有無をお示し下さい。	空配管はないものとして計画してください。公募説明書 第6-5に記載のとおり、受変電設備以降の開閉器及び幹線等については本提案価格に含むこととしてください。
7	公募説明書	P15	第6-7-(2)	事業契約書(案)第83条に公租公課について記載がございます。賃貸借終了後は無償譲渡になるため、固定資産税(償却資産税)は免除との認識で宜しいですか。また、事業契約書(案)の条文について協議可能という理解で宜しいですか。	固定資産税(償却資産税)は免除で計画をしてください。事業契約書(案)の条文は優先交渉者決定後協議を行います。
8	公募説明書	P4	第2-1	工事監理者配置予定調書の業務経験欄に記載する実績として、空調設備を含む管工事とあるが、空調設備を含む建築一式工事を含めても宜しいですか。	管工事のみとしてください。
9	公募説明書	P8	第4-1-(1)	対象教室の仕上面等について、アスベスト調査は実施済みでしょうか。未実施の場合の調査費用と対策費はどのように考えれば宜しいですか。調査費用等が全て別途となる場合、設置予定箇所の施設棟の築年度をお示し下さい。	アスベスト調査は未実施と考えてください。全ての棟において建築年としては石綿含有の可能性のあるものと考えてください。調査費用及び対策費用は、要求水準書に記載のとおり、本提案価格に含むこととしてください。
10	公募説明書	P7	第3-1	本公募では3つの地区について募集がされてますが、1つ、もしくは2つの地区だけの応募も可能と考えても宜しいでしょうか。	1つの地区のみの参加等も可能です。